

栃木3ダム訴訟総括

ムダなダムをストップさせる栃木の会
同 弁護士団

1 訴訟全体について

(1) 本件訴訟は、全国市民オンブズマン連絡会議の呼びかけ（200万円の訴訟費用の提供の申出を伴う）を契機に、1都5県において組織された「ハッ場ダムをストップさせる会」（栃木は「ムダなダムをストップさせる会」）によって一斉に提起されたものである。各都県とも住民側敗訴で終了したが、10年もの長きにわたってハッ場ダム等の負担金の違法性を訴え続けることができたことに鑑みれば、提訴に当って、全体弁護士団の廣田次男前事務局長が「簡単には負けない、相手を土俵際まで追い詰める。」と強調していたことは、多少なりとも実現できたといつて良いであろう。

また、後述するとおり、本件訴訟の提起及び追行が弁護士団及び原告団に様々な効果をもたらした面もあるので、10年もの間本件訴訟を戦ってきたことは有意義であった。

(2) 治水負担金（ハッ場ダム）及び利水負担金（思川開発事業）とも、栃木の訴訟が最も勝訴の可能性があった。しかし、裁判所は、この両方とも正しく事実認定を行わず、前者については、現憲法下では国と地方自治体とは対等な関係にあるのに、一日校長事件の判例を当てはめることによって、国の納付通知が「著しく合理性を欠き、そのため予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵がない限り」県は拒否できないとし、後者については、小田急訴訟最高裁判決が示した行政裁量の司法審査の基準を引用しながら、その適切な当てはめをせず、行政に対する違法性チェックを怠った。

(3) なお、控訴審では小池裕裁判長（現在最高裁判事）が県の姿勢を厳しく叱責したし、担当の浅見陪席も現地を視察するなど熱心さが見えたが、裁判長が交代してからは期待が持てなくなった。

裁判官は訴訟が大型化すれば臆病になるので、住民訴訟であっても本件のような国の政策の根幹を問う訴訟では、勝訴判決を得るのは困難であろう。その背景には、「絶望の裁判所」に書かれているような、そのような結論を出さなければ、出世できない、左遷されるという裁判官の人事の問題があるものと断ぜざるを得ない。

(4) 民主党政権になったときには、私たちに3ダムとも中止になるという期待があった。裁判所もできれば政治的に決着してくれという気持ちがあったのか、無理に審理を進めようとはしなかった。

2 判断内容について

(1) ハッ場ダムについて

東京弁護士団を中心にハッ場ダムが治水上必要性のないことを相当程度主張立証できたと思料する。

栃木の弁護士団では、栃木県は利根川が貫流しておらず、河川法63条にいう「特別の受益」がないことの主張、立証に力を入れたが、裁判所は正面から答えなかった。それは、まともに扱ったら行政側を敗訴にせざるを得ないので、避けるしかなかったのだ、としか考えられない。

(2) 思川開発事業について

利水負担金については、県が思川開発事業に利水参画する理由、すなわち県南各市町に対して水道用水供給事業を行うということについては、①具体的な計画もなく、②厚労省の事業認可も受けておらず、③供給先として予定されている栃木市は供給を受ける意思を明確にしていない等の事情から、経済的合理性がないことは泡瀬干潟埋立事業公金支出差止め訴訟と比肩し得るし、具体的な支出がまだなされていない段階なので、差止めを認めても何の支障はないことから、当然差止めが認められると思った。

これが認められないということで、裁判所が行政を敗訴させることは如何にハードルが高いものかが明らかになった。

「撤退が政策的には選択肢としてあり得る」と言わせたことで精一杯ということかもしれない。今の裁判所の状況を考えれば、政策的には撤退することも考えられるとまでは言わせたことは、訴訟の成果として評価されるべきことである。

(3) 湯西川ダムについて

訴訟中に完成してしまった。しかし、今回の鬼怒川の堤防決壊でダムの効果は限定的であること、被害防止のためにはダムより堤防整備が重要であることが立証された。

3 訴訟が弁護士及び原告団にもたらしたもの

(1) 弁護士にとって研鑽の場であった

本件訴訟を通じて、治水、利水、環境、地質等河川を巡る様々な問題について勉強することができた。パワーポイントを使っての弁論を訴訟活動の標準装備とすることができた。高裁ではパワーポイントを使っての説明を裁判所から求めるまでになった。

若手の弁護士が代理人として訴訟に参加し、担当も持って積極的に活動した。そのことによって、パワーポイントを利用しての弁論、専門家証人の尋問、忌避の仕方等様々な訴訟技術を体得することができた。

このように本件訴訟は代理人となった弁護士にとって研鑽の場であった。

(2) 原告団にとって運動の根拠を提示してくれる場となった

訴訟提起により問題点が明確になった。行政の考えを引き出せし、嶋津暉之さんに行政と戦うために必要な資料を作成してもらうことができたので、行政への質問等、今後の運動に活かすことができる。

本件訴訟は原告団にとって今後の運動の根拠を提示してくれる場となった。

4 訴訟の反省点

3つのダムを一つの訴訟とするのではなく、別個の訴訟として行ったら、各ダムの問題点、とりわけ思川開発事業の利水面での問題点や八ッ場ダムの治水面での問題点がクリアになったのではないかと（但し、訴訟が複数となり現実的ではないとの批判あり）。

湯西川ダムについては、治水、利水及び環境面での問題点について、もっと早く気づき、対応しておくべきだった。

一番では、思川開発事業についても、敵性証人の尋問を認めさせることができなかった。少なくとも思川開発事業の利水面での県職員の尋問を実施させるべきであった。

また、控訴審では、思川開発事業について、原告側の証人として嶋津暉之証人しか認めさせることができなかった。しかし、県側は、県の内幕を知っている早乙女正次証人が採用されるのを嫌がっていたので、同証人も採用させるべくもっと努力すべきであった。

5 今後の運動について

「ムダなダムをストップさせる会」は訴訟が目的なので解散する予定であるが、今後は、とりわけ裁判所をして「政策的には撤退もあり得る」とまで言わしめた思川開発事業については、「思川開発事業を考える流域の会」等と連携して、中止に追い込むための運動を継続したい。なお、選択肢としては、栃木市、下野市、壬生町及び野木町が栃木県からの水道用水供給を受けることについての住民訴訟の提起もあり得る。

6 その他

ダム訴訟関係書類はデータで残すことにする。各自持っている書類は処分してよい。紙ベースでは大木事務所で一式を保存する。